

(他則)

- 1 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書（以下「設計図書」という。）に従い、誠実に環響の工事の請負契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、環響の工事の工期中に完成し、この契約の目的物（以下「工事目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 施工方法、仮設その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、この契約の履行に關して得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める報告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行われなければならない。
- 6 この契約の履行に關して発注者と受注者との間で用いる書類は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金額の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に關して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第61号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治30年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専断的管轄裁判所とし、発注者の事務所所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。
- 12 発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行われなければならない。

(注) 第12項は、受注者が共同企業体である場合に使用する。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に關連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事工程表)

第3条 受注者は、この契約の締結後14日以内に設計図書に基づく工事工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、この契約の変更等があり、かつ、発注者から請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に変更後の工事工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

3 工事工程表は、この契約の他の条項において定めるところを除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承認させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物又は工率材料（工率製品を含む。以下同じ。）のうち第12条第2項の規定による検査若しくは第3条第3項の規定による検査に合格したもので若しくは仮取物を第三者に譲渡し、貸与し、又は担当その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを説明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を説明する書類を発注者に提出しなければならない。（一括委任又は一括請負の禁止）

(下請負人の通知)

第5条 受注者は、工事の全部若しくはその主要部分又は発注者の指定した部分若しくは他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第6条 受注者は、下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第6条の2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。次項において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負契約（受注者が直接締結する下請負契約に限る。同項において同じ。）の相手方としてはならない。

(健康保険法)

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第116号）第37条の規定による届出

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請負契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認するとともに、当該事実を確認することできる書類を発注者に提出しなければならない。（特許権等の使用）

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工率材料又は施工方法等を使用するときは、その使用に關する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工率材料又は施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に關して要した費用を負担しなければならない。

(工事監督員)

第8条 発注者は、受注者の工事の施工について、自己に代わって監督し、又は指示する工事監督員を定めるときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。工事監督員を変更した場合も、同様とする。

2 工事監督員は、この契約の他の条項に定めるところのほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行について、受注者の現場代理人に対して指示し、若しくは承認を求め、又は現場代理人と協議すること。

(2) 設計図書に基づき工事の施工のために必要な詳細図等を作成して交付し、又は受注者の作成する詳細図等に承諾を与えること。

(3) 設計図書に基づき工事の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工率材料の試験若しくは検査（確認を含む。）を行うこと。

3 発注者は、2名以上の工事監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれ工事監督員が分担する権限の内容を受注者に通知しなければならない。分担を変更した場合も、同様とする。

4 第2項の規定による工事監督員の指示又は承認は、原則として、書面により行われなければならない。

5 この契約書に定める報告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除については、設計図書に定めるところを除き、工事監督員を經由して行うものとする。この場合においては、工事監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。（現場代理人等）

(現場代理人等)

第9条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更した場合も、同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者）（同条第3項本文の重要な建設工事で専任で定められるもの場合は、工事現場ごとに専任の者とする。ただし、監理技術者については、同項ただし書の規定により兼務する場合を除く。）

(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の他の条項に定めるところのほか、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行う権限を有する。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営及び取締りに責任がなく、かつ、発注者と現場代理人との連絡体制が確保されると認めるときは、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）のうち現場代理人に委任したものがあつたときは、当該権限の内容を受注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。（履行報告）

(履行報告)

第10条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

(工事関係者に関する措置請求)

第11条 発注者は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められるとき又は監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工若しくは管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対し、その理由を明示して、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、工事監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対し、その理由を明示して、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。（工率材料の品質及び検査等）

(工率材料の品質及び検査等)

第12条 工率材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において工事監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用するべきものと指定された工率材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 工事監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に示さなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工率材料を工事監督員の承認を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工率材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。（工事監督員の立会い及び工事現場の整備等）

(工事監督員の立会い及び工事現場の整備等)

第13条 受注者は、設計図書において工事監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工率材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において工事監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項の規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工率材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、工事監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 工事監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に示さなければならない。

5 前項の場合において、工事監督員が正当な理由なく、受注者の請求に7日以内に示さないため、その後の工率材料の調査又は工事の施工を遂行したときは、発注者は、あらかじめ、工事監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく工率材料を調査して使用し、又は工事を施工することとできる。この場合において、受注者は、当該工率材料の調査又は当該工事の施工を遂行したことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、工事監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。（支給材料及び費用品）

(支給材料及び費用品)

第14条 全文削除

(工事用地の確保)

第15条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条及び第14条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修繕し、取り片付け、発注者に引渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は工事用地等の修繕若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができるが、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者の振るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聞いて定める。（設計図書不適合の場合の改修義務及び破棄検査等）

(設計図書不適合の場合の改修義務及び破棄検査等)

第16条 受注者は、工事の施工部分が発注者に適合しない場合において、工事監督員がその改修を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、請負代金額の増又は工期の延長を請求することができないものとする。ただし、当該不適合が工事監督員の指示による場合その他発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要となる費用を負担しなければならない。

3 工事監督員は、受注者から第12条第2項又は第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破棄して検査することができる。

4 前項に規定するほか、工事監督員は、工事の施工部分が発注者に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限破棄して検査するこ

- とができる。
- 5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。  
(設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等)
- 第17条 現場代理人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を工事監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。  
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)、  
(2) 設計図書に誤り又は影響があること、  
(3) 設計図書の表示が明確でないこと、  
(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと、  
(5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできる不測の状況が生じたこと、
- 2 工事監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら現場各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに現場代理人の立会いの上、調査を行わなければならない。ただし、現場代理人が立会いに応じない場合は、現場代理人の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 工事監督員及び現場代理人は、前項の規定による調査の結果、第1項各号に掲げる事実を確認したときは、確認書を作成の上記名押印するものとする。
- 4 発注者は、第2項の調査の終了後14日以内に、その結果(これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)(受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 5 発注者は、第2項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、同項第4号又は第5号に該当する場合で工事目的物の変更を伴わないときは、発注者と受注者とが協議して発注者が設計図書を変更するものとする。
- 6 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
(設計図書の変更)
- 第18条 発注者は、前条第5項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
(工事の中止)
- 第19条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒音、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。))であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を行えないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があるとき又は工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の執行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増大費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
(著しく短い工期の禁止)
- 第19条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない理由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。  
(受注者の請求による工期の延長)
- 第20条 発注者は、天災の不良、第2条の規定による関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示して、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定により工期を延長させた場合において、当該工期の延長が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
(発注者の請求による工期の短縮等)
- 第21条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要がある場合は、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
- 第22条 発注者又は受注者は、工期内での契約の締結の日から12月を経過した後1年以内日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対し請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前後工事代金額(請負代金額から同項の規定による請求を受けた時点における出来形部分に相当する請負代金額相当額を控除した額をいう。以下この条及び次項において同じ。))と変動前後工事代金額(変動後の賃金水準又は物価水準を基礎として算出した変動前後工事代金額に相当する額をいう。次項において同じ。))との差額のうち、変動前後工事代金額の100分の18を超えたる額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前後工事代金額及び変動前後工事代金額は、請求のあった日に基づき、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後、再度これを行うことができる。この場合においては、同項中「この契約の締結の日」とするは、「直前のこの条に基づき請負代金額の変更をした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできる不測の事情により、工期内に日本国内において経済情勢の激変を生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。  
(工期の変更方法)
- 第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期を変更する理由が生じた日(第20条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、第21条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。  
(請負代金額の変更方法等)
- 第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額を変更する理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約の規定により、受注者が増大費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の請負代金額の10分の1に相当する額以上となるように、発注者は契約保証金の額の増額を、受注者は契約保証金の額の減額を請求することができる。  
(設備の措置)
- 第25条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、設備の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、工事監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、その採った措置の内容を直ちに工事監督員に通知しなければならない。
- 3 工事監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して設備の措置を採ることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により設備の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することができないと認められる部分については、発注者の負担とする。  
(一般的損害)
- 第26条 工事的物の引渡し前に、工事的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第28条第1項に規定する損害を除く。))については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第55条第1項の規定により付された保険により填補された部分を除く。))のうち発注者が負担する。  
(第三者に及ぼした損害)
- 第27条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第55条第1項の規定により付された保険により填補された部分を除く。以下この条において同じ。))のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできる騒音、振動、地盤沈下、地下水の新規等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理担当に当たるものとする。  
(不可抗力による損害)
- 第28条 工事的物の引渡し前に、天災等が発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。))により、工事的物、仮設物又は工事現場に搬入した工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事的物等」という。))に損害が生じたときは、現場代理人は、その事実の発生後直ちにその状況を工事監督員に通知しなければならない。
- 2 工事監督員は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに現場代理人の立会いの上、調査を行わなければならない。
- 3 工事監督員及び現場代理人は、前項の規定による調査の結果、その事実を確認したときは、確認書を作成の上記名押印するものとする。
- 4 受注者は、前項の規定によりその事実が確認されたときは、発注者に対し損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づき)及び第55条第1項の規定により付された保険により填補された部分(保険を付す場合においてこれを用いていないときは、当該保険に付していたならば填補されるべきであった部分)を除く。以下この条において同じ。))による費用の負担を求めることができる。
- 5 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事的物等であって第12条第2項、第13条第1項若しくは第2項又は第36条第3項の規定による検査又は立会いその他受注者の工事に関する監視等により確認することができるものに係る損害の額に限る。))及び当該損害の取付付けに要する費用の額の合計額(以下この項及び第7項において「損害合計額」という。))が請負代金額の100分の1に相当する額を超え、かつ、受注者がこの工事を進行する場合に限り、損害合計額の100分の1に相当する額を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 6 前項の損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより、算定するものとする。  
(1) 工事的物に関する損害 損害を受けた工事的物に相当する請負代金額とし、残存価値のある場合にはその評価額を控除した額とする。  
(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相当する請負代金額とし、残存価値のある場合にはその評価額を控除した額とする。  
(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事に備用することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事的物に相当する償却費の額を控除した額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができる、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 7 算定にわたる不可抗力により費用の負担が軽減した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第5項中「当該損害の額」とするは「損害の額の累計」と、「当該損害の取付付けに要する費用の額」とするは「損害の取付付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1に相当する額を超える額」とするは「請負代金額の100分の1に相当する額を超える額から既に負担した額を控除した額」と「損害合計額」とするは「損害合計額から既に負担した額を控除した額」と読み替えて両項を適用する。  
(請負代金額の変更による設計図書の変更)
- 第29条 発注者は、第7条、第14条、第16条から第22条まで、第25条、第26条、前条又は第32条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項に規定する請負代金額の増額又は費用の負担すべき理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。  
(検査及び引渡し)
- 第30条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、その結果を受注者に通知するものとする。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事的物の最小限度検査して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格したときは、直ちに受渡書により当該工事的物を発注者に引き渡さなければならない。
- 5 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修繕して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修繕の完了を工事の完成とみなし、前各項の規定を適用する。  
(請負代金の支払)
- 第31条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。))の日数から差し引くものとする。この場合において、その差延

日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第32条 発注者は、第30条第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払払)

第33条 発注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、頭書の工期の完成期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に提出して、請負代金額の10分の4に相当する額の範囲内で請負代金の前払金を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、工期の完成期限を保証契約とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に提出して、請負代金額の10分の2に相当する額の範囲内で請負代金の前払金を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、前項の中間前払金を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る約定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに約定を行い、当該約定の結果を受注者に通知しなければならない。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の10分の4に相当する額（第3項の規定により中間前払金を受けているときは10分の6に相当する額）から前払金額を控除した金額に相当する額の範囲内で前払金を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用するものとする。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、前払金額が減額後の請負代金額の10分の5に相当する額（第3項の規定により中間前払金を受けているときは10分の6に相当する額）を超えるときは、その減額のあった日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

7 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、当該期間の満了の日翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

(保証契約の変更)

第34条 発注者は、前条第5項の規定により前払金額に追加して更に前払金を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書に発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わり直ちにその旨を保証事業会社に通知するものとする。

(前払金の使用)

第35条 発注者は、第33条の規定により支払を受けた前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃料、機械搬入費（この工事において賃却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の100分の26を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

(部分払)

第36条 発注者は、工事の完成前、出来形部分、仮設物、工事現場に搬入した工事材料（第12条第2項の規定により工事監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものの、工事監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）及び設計図書において部分払の対象とすることを指定した製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相当する請負代金相当額の10分の9に相当する額（当該出来形部分等が支払上可分である場合に於いて発注者が相当と認めるときは、請負代金相当額の10分の10に相当する額）の範囲内で請負代金の部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 回を超えることができない。

2 受注者は、前項の規定により部分払の請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分等の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があるとき、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破損して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による検査に合格したときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 受注者が請求することができる部分払金の額は、次の式により算出して得た額の範囲内とする。この場合において、請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

請負代金相当額 ×  $\left( 1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

8 出来形部分等（仮設物を除く。）で受注者の所有に属するものの所有権は、発注者が第5項後段の規定による支払を完了した時点（発注者が法令等の規定に基づき支払の手続を完了した時点をいう。）において、発注者に帰属するものとする。

9 出来形部分等の所有権が発注者に帰属した場合においても、工事目的物の全部の引渡しを完了するまでの間は、受注者は、当該出来形部分等の管理についての一切の責めを負うものとする。ただし、発注者が自ら管理する場合は、この限りでない。

(部分引渡し)

第37条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該部分の工事が完了したときは、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、第30条中「工区」とあるのは「指定部分に係る工区」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第31条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金相当額」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第31条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金相当額は、次の式により算出して得た額の範囲内とする。この場合において、指定部分に相当する請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項において準用する第31条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

指定部分に相当する請負代金相当額 ×  $\left( 1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$

(第三者による代理受領)

第38条 発注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により発注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が発注者の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に対し第31条（前条において準用する場合を含む。）又は第36条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)

第39条 発注者は、発注者が第33条、第36条又は第37条において準用する第31条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、工事の全部又は一部の施工を一時的に中止することができる。この場合において、受注者は、あらかじめその理由を示して、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 第19条第3項の規定は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

(契約不適合責任)

第40条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修繕又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、当該履行の追完に追分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者は、発注者に不当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完を請求することができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第41条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条から第44条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして顕著であるときは、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

- (1) 第4条第4項に規定する事項を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、着工時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に工事を完成しないとき又は工期の完成期限後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第9条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなれないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡より得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達成するに足りる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員又は暴力団員に相当する者）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第46条又は第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - 役員等（受注者が個人である場合にはその者、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは若手時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - 役員等又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してその目的を達成しようとするとき。
  - 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は間接的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方アからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方アとしてした場合（アに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わな



8 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(契約保証金の返還)

第66条 発注者は、第30条の規定により工事目的物の引渡しを受けたときはこの契約の解除（第42条、第43条第1号から第8号まで及び第10号並びに第60条第3項の規定による解除を除く。）があったときは、契約保証金を受注者に返還しなければならない。

(あっせん又は調停)

第67条 この契約の条項中発注者と受注者とが協議を要するものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合は、発注者及び受注者は、建設業法による北海道建設工事紛争審査会（次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現業代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び工事監督員の職務の執行に関する紛争については、第11条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は受注者若しくは発注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第68条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(契約に定めのない事項)

第69条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(この契約の特則)

第70条 この契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。ただし、前会計年度における支払未済額（前会計年度における支払限度額から前会計年度における支払額を控除した額をいう。）は、当該会計年度における支払限度額に加算するものとする。

令和	年度	円	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
令和	年度	円	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
令和	年度	円	(うち消費税及び地方消費税の額	円)

2 各会計年度の出来形部分等に対する請負代金相当額（以下「出来形部分等予定額」という。）は、次のとおりとする。

令和	年度	円	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
令和	年度	円	(うち消費税及び地方消費税の額	円)
令和	年度	円	(うち消費税及び地方消費税の額	円)

3 発注者は、予算の都合による必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来形部分等予定額を変更することができる。

第61条 この契約に基づく前払金については、第33条中「工期の完成期限」とあるのは「工期の完成期限（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第33条及び第34条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来形部分等予定額（前会計年度における第36条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来形部分等予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度までの出来形部分等予定額を超えた額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を適用するものとする。

2 受注者は、発注者がこの契約を締結した会計年度（以下「契約年度」という。）について前払金をしない旨を定めたときは、前項の規定による読み替え後の第33条第1項の規定にかかわらず、契約年度について前払金の請求をすることができない。

3 受注者は、発注者が契約年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払い旨を定めた場合は、第1項の規定による読み替え後の第33条第1項の規定にかかわらず、契約年度において翌会計年度に支払すべき前払金相当額を含めて前払金の請求をすることができる。この場合においては、次項の規定は適用しない。

4 前会計年度末における第36条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来形部分等予定額に達しない場合は、第1項の規定による読み替え後の第33条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来形部分等予定額に達するまで当該会計年度の前払金の請求をすることができない。

5 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来形部分等予定額に達しない場合は、その額が当該出来形部分等予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとし、保証期限の延長手続については、第34条第3項の規定を準用する。

第62条 この契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来形部分等予定額を超えたときは、受注者は、当該会計年度の当初に、当該超過額（以下「出来形超過額」という。）について部分払の請求をすることができる。この場合において、出来形超過額に係る部分払は、第3項及び第36条第1項ただし書に規定する回数には含まれないものとする。

2 この契約において、前払金を受けている場合の部分払金の額は、第36条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算出して得た額の範囲内とする。この場合において、請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

$$\text{請負代金相当額} \times \text{部分払すべき率} - (\text{前会計年度までの支払済額} + \text{当該会計年度の部分払済額}) - (\text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来形部分等予定額} + \text{出来形超過額}))$$

$$\times \frac{\text{当該会計年度の前払金額}}{\text{当該会計年度の出来形部分等予定額}}$$

3 各会計年度において部分払を請求することができる回数は、次のとおりとする。

令和	年度	回
令和	年度	回
令和	年度	回